

逗子市立学校の教員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
逗子市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1 計画の趣旨、現状

逗子市教育委員会は、令和2年4月に改訂された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下「県指針」という。）に基づき、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保するとともに、一人ひとりが適正な休憩や休養をとり、心身ともに健康で充実した生活を送ることで、ゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行う」ことを目的に、働き方改革の取組みを進めてきました。令和7年3月に県指針が改訂され、加えて、同年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「改正給特法」という。）において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられました。令和8年4月から施行されることを受け、逗子市立学校における働き方改革の実効性を高め、取組みを加速化させるために、本計画を策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国や県から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、国や県の参考例に沿って本市の実状も踏まえながら、「逗子市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

2 目標

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	0 %
	年 360 時間超の教員の割合	0 %

ウェルビーイングの向上 *ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあること。

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ これらは県指針においても、県・市町村教育委員会共通の目標として設定しているものです。

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とします。

ただし、令和9年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指します。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」（別紙）を踏まえ、本市の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

（１）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

（ア） 校外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合、地域・他校との関係上必要と考えられる場合を除き、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

（イ） 学校徴収金等の徴収・管理

- 給食費の徴収・管理については、令和10年度の公会計化に向けた準備を進めます。
その他の学校徴収金に係る徴収・管理業務については、市費により、教職員庶務補助員を配置し実施します。

（ウ） 保護者・地域等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- 県教育委員会に配置されているスクールロイヤー等を活用し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られるよう支援します。

- 勤務時間外における保護者・地域からの相談等を低減するため、自動音声応答により、教員の負担軽減を図ります。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- 調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図るとともに、教員以外でも対応可能な業務について、教職員庶務補助員・スクールサポートスタッフの活用をすすめます。

(イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、システム改修等による負担軽減を検討していきます。
- 児童・生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、教職員庶務補助員・スクールサポートスタッフによる管理も可能な体制を引き続き継続します。

(ウ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材等による見守りを行うなど、学校と地域の連携・協働による支援を検討していきます。

(エ) 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等による清掃を行うなど、学校と地域の連携・協働及び市の予算による支援を促進します。

(オ) 部活動

- 活動時間は市のガイドラインに基づき、平日の活動は週4日以内、活動時間は2時間程度、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることとします。
- 部活動の地域展開を進めていくための検討を継続します。
- 令和7年12月に国から示された改定ガイドラインの趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討します。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備

- ICTの活用を進めるとともに、同僚チームによる授業準備や教材の共有等の機会をつくったり、必要に応じて指導主事による技術支援を行います。

(イ) 学習評価や成績処理

- 統合型校務支援システムの活用を促進し、児童・生徒情報等のデータ入力の効率化の継続をします。

(ウ) 学校行事の準備・運営

- 児童・生徒の成長に必要な行事に精選し、準備・運営に当たっては、児童・生徒の安全確保など、コミュニティ・スクール等を活用し、地域と連携した運営を進めます。

(エ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 不登校の児童・生徒への指導・支援について、教育支援センターや校内支援教室と連携した効果的な支援体制を構築します。
- 外国につながるのある児童生徒への支援について、地域人材等との連携を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 授業時数の見直しと併せて、始業前や放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）の設定を見直すなどの工夫を行います。
- 組織的な授業改善を進めるとともに、教材の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対する指導教員の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制を継続します。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、「業務の3分類」や本計画に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- すべての小・中学校でストレスチェックの年2回実施を継続するとともに、必要に応じて健康相談の機会を設けます。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- 取組みを着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 保護者、地域に本計画の内容等を周知し、理解と協力を促します。
- 学校における働き方改革の取組みに対して、必要に応じて伴走支援を行います。
- 教員一人ひとりの働き方改革への意識醸成を図るため、研修を充実します。
- 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外・在校等時間が規則上限を超えた場合に、学校長より該当職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを引き続き活用します。
- 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査の実施により、当事者である教員の意見や要望などを把握し、実効性ある取組みの検討を進めます。
- 教員不足の解消に向け、優れた人材を確保・育成するため、臨時的任用職員募集の周知や教員研修の充実を図ります。